

福祉用具購入概要書

わたしが購入した特定福祉用具の概要は下記のとおりです。

(被保険者)

被保険者番号

氏 名

住 所

種目	内容（□にチェックをして下さい）	
腰掛便座	☐ ①和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの（腰掛式に変換する場合に高さを補うものを含む。）。	
	☐ ②洋式便器の上に置いて高さを補うもの。	
	☐ ③電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの。	
	☐ ④便座、バケツ等からなり、移動可能である便器（居室において利用可能であるものに限る。）	
自動排泄処理装置の交換可能部品	☐ 自動排泄処理装置の交換可能部品（レシーバー、チューブ、タンク等）のうち尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に交換できるもの。専用パッド、洗浄液等排泄の都度消費するもの及び専用パンツ、専用シート等の関連製品は除かれる。	
入浴補助用具	☐ ①入浴用いす	座面の高さが概ね35cm以上のもの又はリクライニング機能を有するものに限る。
	☐ ②浴槽用手すり	浴槽の縁を挟み込んで固定することができるものに限る。
	☐ ③浴槽内いす	浴槽内に置いて利用することができるものに限る。
	☐ ④入浴台	浴槽の縁にかけて浴槽への出入りを容易にすることができるものに限る。
	☐ ⑤浴室内すのこ	浴室内に置いて浴室の床の段差の解消を図ることができるものに限る。
	☐ ⑥浴槽内すのこ	浴槽の中に置いて浴槽の底面の高さを補うものに限る。
	☐ ⑦入浴用介助ベルト	居宅要介護者等の身体に直接巻き付けて使用するものであって、浴槽への出入り等を容易に介助することができるものに限る。
簡易浴槽	☐ 購入告示第四項に規定する「空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるもの」とは、硬質の材質であっても使用しないときに立て掛けること等により収納できるものを含むものであり、また、居室において必要があれば入浴が可能なものに限られる。	
移動用リフトのつり具の部分	☐ 身体に適合するもので、移動用リフトに連結可能なものであること。	
スロープ	☐ 持ち運ばず、取り付け工事が不要な固定用のもの。	
歩行器	☐ 車輪・キャスター付きの歩行器（歩行車）を除く、上肢で保持し移動させることが可能なもの。	
歩行補助つえ	☐ 松葉づえを除く、カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチ及び多点杖に限る。	